

第 6 編

船員家族に関する調査研究

I 海運水産会社の家族対策

I 海運水産会社の家族対策

目 次

A 調査の概要	92
B 家族対策の組織	92
C 家族対策の内容	92
1. 家族対策の総合的内容	92
2. 家族の面会にたいする対策	93
3. 家族との交流にたいする対策	96
4. 家族生活を対象にした福利共済制度	97
D おわりに	101

A 調査の概要

ここ数年来、船員労働が家族生活にどのように影響しているかという視点から船員家族の研究を行なってきたが、家族生活に直接影響する労働条件や企業における家族対策については、まだ、明らかにされていない。家族研究を労働者家族研究という立場から行なう場合、労働条件や家族対策が基本的には家族生活を規定していると考えられるから、つねにこれらの規定要因の実状を明らかにしていく必要がある。

本調査は上に述べた考え方にとって、企業における家族対策の実態をとらえることを目的にして行なった。

調査の内容は家族の面会、家族との交流、福利共済などについての対策などを含んでおり、昭和42年12月船主団体加盟の海運会社109社、水産会社6社に調査表を送付、記入を依頼した。昭和43年2月、65社から調査表が回収された。昭和43年3月、外労協加盟会社のうち、未回収の4社を含む7社についてインタビュー調査を行なった。その結果、海運会社63社、水産会社6社、合計69社から調査表を回収した。

B 家族対策の組織

家族対策を行なっている主体は、海運会社63社のうち、会社のみで行なっているのが25社、会社、共済会、親睦会の3者が行なっているのが8社、会社、共済会が行なっているのが11社、会社、親睦会が行なっているのが19社である。水産会社では6社のうち、2社が会社のみ、2社が会社と親睦会、1社が会社、親睦会、共済会で行なっている。会社のみで行なっている25社は親睦会、共済会組織をもっているところは、これらの組織が家族対策の一端を担っている例が多い。また、会社と親睦会の両者が行なっている19社のばあい、親睦会が共済会的役

割を果している傾向がみられる。

会社内で直接、家族対策にあたっているのは、船員課、あるいは厚生課が多く、その課の仕事の一部として行なっている。ついで多いはある特定の課の仕事としてではなく、家族対策に關係のあるところが、それぞれ必要に応じて行なっているケースである。また、相談室をもうけている会社では、相談の対象が船員とその家族だけなく、全社員とその家族を対象にするところが多く、そのばあいには、船員課とはなれて独立した組織を作っている。相談を親睦会の仕事の一つとして行なっているところもある。

親睦会は家族対策に重要な役割を果しているが、一般には家族対策の一部分を相当している。しかし、実際的な家族対策業務はすべて親睦会に移していく計画をもっているケースもある。その理由として、家族対策が会社の各課の業務にまたがっており、ある特定の課だけでは遂行できること、家族の会合や相談は会社の業務や役職に關係ないほうが、親睦や相談の目的達成が容易であることなどが考えられる。

C 家族対策の内容

1. 家族対策の総合的内容

海運会社63社、水産会社6社について、どのような家族対策が行なわれているかをしめしたのが表1である。調査対象会社69社で、もっとも多く行なわれている家族対策は、家族に見舞金を贈る、家族に船の動静を通知する、家族相談を行なう、災害の応急処置対策を行なう、貸付金制度などである。家族相談は相談室があるのは9社のみで、家族相談としてははっきりした組織をもっているわけではなく、家族からもちこまれた相談に応じる程度のところが多い。貸付金制度は共済会があるところでは共済会によって行なわれているばあいがほとんどである。家族に船の動静を通知するのは、内航をのぞいてはほとんど実施されているが、通知後の動静の変化については再度会社に問合せるというような方法をとっている。某社ではこれまで親睦会が家族に動静を通知していたが、最近になって、船の動静は一括して社内報にのせ、その社内報を家族に送付し、くわしくは電話などによって、こたえるという方法をとっている。家族の面会のための宿泊施設については、のちにくわしくのべるが、69社のうち23社が自社の施設をもっており、このうちとくに、外航労務協会に所属している会社では、16社のうち11社がもっていると答えている。この宿泊施設については企業間格差が非常に大きい。自社の宿泊施設でなく、

表 1 海運、水産会社の家族対策

	外航労務協会 16社	外航中小労務協会 24社	火曜会・一洋会		水産会社 6社	計 69社
			内航 13社	外内航 10社		
家族に船の動静を通知する	14 社	22 社	0 社	9 社	6 社	51 社
家族相談を行なう (家族相談室がある)	14 (5)	16 (2)	10 (0)	9 (1)	5 (1)	54 (9)
自社の宿泊施設をもっている	11	3	4	2	3	23
指定した宿泊施設をもっている	4	1	1	1	1	8
社内報、親睦会、共済会の機関紙を送っている	14	6	3	2	3	28
家族を対象に独立した新聞、雑誌を発行している	3	0	0	0	1	4
家族の親睦や懇談の会合がある (家族会がある)	11 (3)	5 (1)	3 (1)	1 (0)	4 (0)	24 (5)
海事関係紙を配布している	12	5	0	2	1	20
災害の応急処置対策を行なっている	13	19	9	8	3	52
短波放送を利用している	6	0	0	0	1	7
家族の面会のための宿泊申込み手続を代行している	9	13	7	7	6	42
生活協同組合がある	2	0	0	0	0	2
貸付金制度がある	13	16	11	8	4	52
見舞金制度がある	16	23	11	10	6	66
家族呼びよせ手当を支給している	7	2	4	1	6	20
家族の便乗宿泊を認めている	5	11	4	3	2	25

指定旅館を会社でもっているのは8社のみであるが、これも外航労務協会所属会社の方が多い。

社内報や親睦会、あるいは共済会の機関紙を定期的に送っているのは、69社のうち28社で、このうち、とくに家族むけに独立した新聞、雑誌を発行しているのは外労協の3社と水産会社の1社のみで、ほとんどが社内報、親睦会報などを家族にもおくっており、その一部に家族欄をもうけて、とくに家族むけの記事や家族からの投稿をのせている。自社のものではないが「海上の友」を、会社が費用を負担して家族に送付しているところは69社のうち20社である。

家族を対象にした会合は、最近各社でさかんに行なわれるようになったが、現状では家族間の親睦を深めると同時に、会社の内容や方針を家族に知つてもらうことを目的にしているところがほとんどである。家族の会合は、その会合自体を目的にして開催される場合と、社内報などの記事としてのせるために、たまたま家族の座談会がもたれ、結果的には家族の会合になっている場合とがある。前者をさらにすすめ、家族会として組織化しているところも5社ある。

家族が災害にあったときには、男手である主人が船にのっていることもあります。各社とも応急処置対策には積極的である。とくに、新潟地震の際には、新潟地区に船員

家族が多いこともあって、各社でメンバーを編成し、自社の家族を見舞った例が多かった。また、これらの災害にたいする見舞金は制度として確立している会社が非常に多い。

短波放送を利用しているのは外航労務協会の6社、水産会社1社である。

貸付金、見舞金制度はほとんどの会社で行なわれている。

生活協同組合は、2社で行なっているのみである。

家族呼びよせ手当、家族の便乗宿泊は、家族の面会と関連しており、船員の家族生活問題にとって、非常に重要性が高い。家族呼びよせ手当を支給しているところは69社のうち20社で、とくに水産会社では調査対象会社6社ともが支給している。便乗宿泊は69社のうち25社が認めており、法の認める範囲で最終責任は船長の判断にまかされているところが多い。

2. 家族の面会にたいする対策

船員の家族対策として、面会にたいする対策はもっとも基本的な対策である。

面会のための宿泊施設は、①各会社でもっているもの、②各会社が旅館などを指定するもの、③公共の宿泊施設の利用の3種類がある。自社で家族の宿泊施設をもっているのは69社のうち23社で、とくに外航労務協会加

表2 各社の宿泊施設使用費用の具体例

某 社 (外労協)	大人(12才以上) 1泊200円, 食費11330円ぐらい
某 社 (外労協)	小学生以上100円, K山の宿泊施設のみ200円, 食費300円ぐらい
某 社 (外労協)	100円, 1室150円, 食費400円ぐらい
某 社 (外労協)	小学生以上50~100円, 小学生以下半額, 4才以下無料, 食費180~250円ぐらい
某 社 (外労協)	中学生以上100円, 小学生50円, 食費260円ぐらい
某 社 (外労協)	本人100円, 家族50円, 食費260円ぐらい
某 社 (外労協)	6才以上50円, 食費(2食) 200円ぐらい
某 社 (外労協)	大人50円, 食費350円ぐらい
某 社 (外労協)	1人50円, 食費260円ぐらい
某 社 (外労協)	大人150円, 小学生半額, 食費250円ぐらい
某 社 (火曜会)	1人10円, 食費300円ぐらい
某 社 (火曜会)	食費250円ぐらい
某 社 (火曜会)	1人200円, 1人増すごとに100円, 10才未満無料, 食費290円ぐらい
某 社 (一洋会)	食費260円ぐらい
某 社 (水産)	大人50~100円, 子ども50円以下, 食費300円ぐらい

盟会社では、自社の寮をもっているところが多い。施設数は各社でことなる。自社の宿泊施設を利用するばあいの費用は、表2にしめしたような結果である。宿泊料金は本人負担でも低額にきめられており、食費も200円からもっとも高くて400円程度である。自社の施設が満員のときは、会社と特約している宿泊施設を世話をすると、その場合、宿泊料の一部を会社が負担するところが多く、某社の場合は、一泊食事代を含めて800円から1,800円で、そのうち宿泊料では、300円から1,000円を会社が負

担している。また、某社の例では、宿泊料は1人1泊2食付1,500円で、そのうち800円を会社が負担している。この特約宿泊所は、自社の船がしばしば入るが施設がない港に設けられている例が多い。公共の宿泊施設は各社とも利用しており、とくに自社の宿泊施設をもっていない会社では唯一の施設である。

これにたいして、家族呼びよせ手当を支給しているのは、69社のうち20社である。そのうち18ケースについてその内容をしめしたのが表3である。家族呼びよせ手当は旅費実費を支給しているところがもっと多く、この旅費支給は、人数の制限と回数の制限が行なわれているところが大部分である。家族として対象にされるのは、妻と子どもで、子どもは2人までが多い。

表3 家族呼よせ手当具体例

某 社 (外労協)	妻子に限り、年1回2等旅費実費(急行料金も含む)と、宿泊料は5泊を限度として、1人1泊600円を支給
某 社 (外労協)	妻と義務教育年令の直系卑族2名以内を対象とし、6カ月に1回、年2回で、1回は5泊までに限られる。支給額は旅行行程、宿泊日数、呼寄者によって決まる。1例として、自宅から300K未満のところに妻と子ども2人で5泊したばあい、会社の寮を使用すれば7,800円、一般施設では9,400円、1,000K以上では前と同じ条件で17,400円、19,000円支給
某 社 (外労協)	会社で承認した扶養家族のうち本人の妻および子ども2名を限度とし、年1回、ドックのとき。支給額は旅費実費(300K以上のばあいは急行料金も含む)と宿泊料は妻1日につき600円、子ども300円。なお、自社施設の寮に宿泊するばあいは、宿泊料は3/5(妻360円、子ども180円)、ドックの施設では3/4(妻450円、子ども225円)、公共施設では4/5(妻480円、子ども240円)の割合で支給される。なお、ドック中に自宅から通勤した者には通勤費支給
某 社 (外労協)	実際に呼よせた者にたいし、年1回、ドックのとき、旅費実費支給
某 社 (外労協)	妻と6才から12才の子ども1人にたいし、年3回、旅費実費と宿泊料2日分(1日分、妻1,200円、子ども600円)支給

某 社 (外航中) (小勞)	ドックのとき 1 家族につき 2,400 円支給
某 社 (外航中) (小勞)	妻に年 3 回旅費実費（急行料金も含む）支給
某 社 (火曜会)	妻に年 1 回旅費実費支給
某 社 (火曜会)	年 1 回ドックのとき、旅費実費（急行料金も含む）と宿泊費として、妻 1 日 450 円、子ども 250 円支給。なお、ドック地から自宅まで 60K 以内の場合は乗組員に通勤費支給
某 社 (火曜会)	妻と 18 才未満の子ども 1 名に、年 2 回、旅費実費（300K 以上は急行料金も含む）と宿泊費補助として 1 回につき 500 円支給
某 社 (火曜会)	妻と子ども 2 人までを対象にし、年 1 回、旅費実費（急行料金も含む）と宿泊費補助として 300 円支給
某 社 (火曜会)	大人 2 名分（大人 1 名、子ども 2 名まで）にたいしてドックのとき、年 1 回、旅費実費支給
某 社 (火曜会)	妻と 18 才未満の子ども 2 名までを対象にし、ドックのとき年 1 回、旅費実費と宿泊費として 5 日を限度とし、1 泊、妻 500 円、子ども 250 円支給
某 社 (水 産)	年 2 回、旅費実費と宿泊費補助として 1 回につき 750 円支給
某 社 (水 産)	妻子 2 名にたいして、年 1 回、旅費実費（300K 以上は急行料金も含む）と 2 泊以内の宿泊費を支給
某 社 (水 産)	年 2 回、旅費実費と宿泊費補助として 1 回に 750 円支給
某 社 (水 産)	妻と子ども 1 名にたいして、年 2 回（40 日以上の航海）旅費実費（100K 以上は急行料金も含む）と宿泊費補助として 500 円支給
某 社 (水 産)	妻と子ども 1 名にたいして、年 2 回、旅費実費支給

某社の場合は、旅行行程、宿泊日数、呼よせた家族数、宿泊場所に応じて支給額が決定されている。支給回数はもっとも多くて 3 回である。

面会にたいする対策として、便乗宿泊制度がある。（表 4）これは、家族に宿泊費用の負担を減らすこととも

あろうが、それ以上に、船の稼動率の上昇にともなって停泊期間が短くなり、面会に家族が遠くからきても、1 日か 2 日しか一緒にくらせないことや、また、船が内地港間を航行している間、家族は陸を汽車で追っていき、家族が一緒にくらす日数が非常に短いことなどが、この制度実施の背景をなしていると考えられる。

便乗宿泊は法の認める範囲で、停泊当直者の家族にかぎり船内宿泊を認めている場合と、さらに国内航路にまで便乗の範囲を広げている場合とがあり、便乗中の家族の食費は実費を便乗者が負担しているケースがほとんどである。

表 4 便乗宿泊具体例

某 社 (外労協)	船長の許可によって便乗させができる。具体的手続としては、船内に便乗計画担当者をおき便乗者の調整をはかる。船長は出港前に当該店舗、代理店並びに船舶部長に届出る。便乗中の食費は自費（1 日 300 円～320 円）。乗組員が家族便乗に伴って行なう作業は労働時間として取扱わない。便乗中の家族の災害については会社は補償の責任を負わない
某 社 (外労協)	妻と 6 才未満の子ども 2 名までを対象とするが子どものみの便乗は認めない。具体的手続は上の社と同じである。便乗区间は単位区间に分け、港外区间は片道を一単位区间とし、同一家族は 2 以上の単位区间にわたり継続して便乗することはできない。余席があるばあいは 2 单位区间便乗できる。停泊中は船務のため上陸できない船員の家族は船内に宿泊できるが、この場合は便乗とはみなさない。家族便乗に伴う乗組員の作業、災害については上の社と同じである
某 社 (外労協)	停泊中及び内地航行中は船長の許可によつて希望者を便乗させる
某 社 (外労協)	ドックに回航する間だけ便乗を認める。船長に一任されている
某 社 (外労協)	停泊当直者の家族にかぎり船内宿泊を認められている
某 社 (外航中) (小勞)	停泊当直者の家族にかぎり船内宿泊を認められている
某 社 (外航中) (小勞)	船長に一任

某社 (外航中) (小勞)	停泊当直者の妻子にかぎり船内宿泊を認められている
某社 (外航中) (小勞)	船長に一任されている。停泊中及び内地各港間の便乗認められている。供食慰労金として職員家族は1日100円、部員家族は1日50円出す
某社 (外航中) (小勞)	停泊中と国内各港間で認められている。食費は1日280円支給される
某社 (水産)	国内航路の便乗認められている。食費は1日350円で便乗者が負担する
某社 (水産)	停泊中のみ認められている。乗船の可否は船長の判断にまかされている

3. 家族との交流にたいする対策

a 家族相談

船員家族は夫がないために、不利な状況におかれたり、問題がおこっても相談することを運ぶ人がおらず、不安定な状態におかれることもある。また、船員は家族と離れて働き、生活しているので、家族は運行スケジュール、入港日、入港場所などつねに確認しておく必要がある。家族相談は、船員とその家族のあらゆる相談に応じている例が多い。一部には、船員だけに限らず、陸員まで含めて、対象にしているところもある。大多数の会社では家族の相談に応じることを正式には公表しないまでも、家族のほうで困ってもらこむ問題については、できる限り応じているのが実情である。このように家族が実際に困っているときに、会社側で親身になって相談にのることは、家族と会社の結びつきをもっともよめることになろう。

家族相談室を設けているところでは、相談件数も多く、相談内容も住宅相談、子女の就職、結婚、教育相談など多岐にわたっている。このように相談室を設けることは会社と家族との結びつきの窓口としての役割を果しており、相談室の開設によって、家族が積極的に相談をもちこんでくるようになる。直接、相談にあたるのは、社内の担当者であるが、問題によって、外部の専門家にきいたり、また相談にあたってもらうというように、ケースによって委託方法をとり入れている。某社はこの外部にたいする委託制度を大巾にとり入れており、子どもの教育相談については、外部の団体と提携し、実際の相談は外部の団体に依頼し、相談室ではその連絡手続も代行している。

b 家族との懇談、会合

最近、各会社別に家族会を結成する傾向がつよい。家族会として制度化しないまでも、船がドックに入ったときに面会にきている家族とか、便乗している家族をあつめて、会社の方から担当者が出向き、懇談会を開いたりする例が多い。とくに、家族むけの雑誌、新聞を発行しているところはもちろん、社内報などを家族にも送るところが多いために、家族むけの記事が必要なこともあって、家族の会合を開いている。

これらの家族との懇談、会合の目的として、もっとも多くあげられているのは、家族間の親睦を深めること、会社の会針、業務のPR、家族の会社にたいする要望をきき出すことなどである。

家族の会合の具体的な内容は表5にしめしている。

表5 家族会家族懇談会の具体例

某社 (外労協)	会合の世話役は相談室長（部長級）と親睦会で、具体的方針は海上労働の離家庭性から生ずる諸問題の解決を目指し、船員家族が多数居住している地区を重点に開催している。会合の内容は講演、各種の相談、話し合い、映画などで、これらの会合を通じて、家族は会社にたいする親近感を増大し、船員家族としての生活に自信を深めたと考えられる。 親睦会で家族会を組織しているが、各地区家族の相互親睦と相互扶助に効果がある
某社 (外労協)	会社、親睦会、家族の3者が、それぞれ主催する会合がある。会社が主催する場合には、担当常務、担当課長が出席する。親睦会では会報に掲載する目的で懇談会を開催、そのほか九州に家族が自主的に作った会があり約250世帯が参加している。具体的方針は家族相互の親睦を深めること、会社のPRなどで、会合の結果、家族の考え方を把握できた
某社 (外労協)	主催者は親睦会会长で年間4回、各地区で家族会を開催する方針であり、現在までに石川県、阪神、京浜地区、和歌山県で開催した。その結果、家族が会社に親密感をもち、また、会社の方針を家族が理解するようになった。そして、家族から出された希望、要望をできるだけ実現するよう努めている
某社 (外労協)	世話役は共済会幹事で、これまでに、船員家族が多く住んでいる京浜地区、長崎県で

	開催し、家族と懇談した。その結果、会社と家族の連絡が密になり、会社業務のPRに効果があった	多くの企業は、親睦会や懇談会を開催して、家族との連絡を密にしており、効果があると述べた。			
某 社 (外労協)	親睦会会长が世話役の代表で、すでに新潟県村上地区で開催したが、その効果はわからない	世話役は船員課長で、具体的方針は京浜、阪神地区で2年に1回懇談会を開催の予定である。すでに、京浜、阪神地区で開催したが、会社と家族との間の親密感がましたこと、家族の声をきけたことなどの効果があった			
某 社 (外労協)	世話役は船員課長で、具体的方針は京浜、阪神地区で2年に1回懇談会を開催の予定である。すでに、京浜、阪神地区で開催したが、会社と家族との間の親密感がましたこと、家族の声をきけたことなどの効果があった	世話役の代表は部長である。現在までに社内報に掲載するため、女子社員と家族の懇談会を開催した。その結果、船員家族相互の、また、会社と家族との間の親密度が深まつた			
某 社 (外労協)	家族相談室長が世話役で行なっている。また親睦会でも寮に泊っている家族を対象に懇談会を開催した。その結果、家族の考えていることを直接知ることができるなどの効果があった。今後、船員家族が多く住んでいる九州、新潟県など3カ所で会合を開催する予定である	世話役は親睦会会长及び海務部長で、すでに、会社の寮やドックの施設を利用して開催した。その結果、家族間相互の親睦が深まり、家族が海上労働を認識した			
某 社 (外労協)	ドックの際に、部課長が家族を招いて懇談会を開催した。会合では会社の実情を話し、協力してもらうよう要請しており、家族に会社の方針である家族的雰囲気を知ってもらえた。今後もなるべく続けていきたい	親睦会主催で、船内に便乗している家族をあつめ、懇談会を開催している			
某 社 (火曜会)	会社側の世話役は重役級の人であるが、宝蘭、錦路、東京に家族の親睦会があり、家族の選挙で選ばれた人によって運営されている。目的は家族間相互の親睦や相互扶助で、会合の結果、家族の間でお互いに知合いがふえ、親睦から進んで相談相手になり、お互いの助け合いで発展している	世話役は親睦会事務局であるが、会合の際には会社側からは海務部長が出席した。ド			
某 社 (一洋会)		ックにきている家族を対象にして開催される。その結果、会社と家族との間に話合いが行なわれ、会社にたいする家族からの要望事項の実現が促進された			
某 社 (水 産)		家族寮で行なったので世話役は寮の管理人で、会社側と家族とがお互いに意見を交換し、同時に会社の考え方を家族に徹底させることができた			
		この家族との懇談会は、家族との直接的接触を意図しているものであり、社内報の送付や短波放送の利用などは間接的といえよう。			
		c 新聞、雑誌等の発行送付			
		家族対策として、自社の社内報などを家族に送付しているところが69社のうち28社みられた。送付しているところは、とくに外航労務協会所属の会社に多い。船員家族版をとくに発行しているところもあるが、大部分は社内報の一部に家族の記事なども入れて家族に送付している。また、家族に関係のある事項について説明したり、面会のときの手引きとなる内容を盛った「家族のしおり」を発行しているところは69社のうち23社である。(表6)とくに外労協では13社が発行している。しかし、発行していないところでも、親睦会や共済会の雑誌などにのせているケースもある。			
		どのような方法をとるにしろ、家族に、船との連絡や、厚生施設の利用方法を知らせる対策を講じる必要がある。			
		表 6 厚生施設の利用方法などについて 記載した家族むけ手引書(家族のしおりなど)の有無			
	外労協 16社	中 小 外労協 24社	火曜会 一洋会 23社	水産会社 6社	計 69社
ある	13	4	3	3	23
ない	2	15	15	3	35
不明	1	5	5	0	11

4. 家族生活を対象にした福利共済制度

a 住宅対策

社宅があるところは69社のうち23社であり、34社は社宅をもっていない。この社宅のある23社のうち、船員にも陸員にも社宅があるのは3社のみであり、のこりの20社は陸員には社宅がありながら船員はない。(表7)

住宅費の補助を行なっているのは、69社のうち39社で、そのうち、船員にも補助を行なっているのは2社の

みであり、しかも、その2社は水産会社である。(表8、表9)

表7 給与住宅の有無

	外労協 16社	中小 外労協 24社	火曜会 一洋会 23社	水産 会社 6社	計 69社
船員、陸員ともある	0	0	1	2	3
陸員はあるが、船員はない	8	3	7	2	20
船員、陸員ともない	3	16	13	2	34
不明	5	5	2	0	12

表8 住宅費補助の有無

	外労協 16社	中小 外労協 24社	火曜会 一洋会 23社	水産 会社 6社	計 69社
船員、陸員ともある	0	0	0	2	2
陸員はあるが、船員はない	12	9	14	2	37
船員、陸員ともない	2	12	8	2	24
不明	2	3	1	0	6

表9 持家対策の有無

	外労協 16社	中小 外労協 24社	火曜会 一洋会 23社	水産 会社 6社	計 69社
行なっている	12	4	6	5	27
行なっていない	2	13	17	1	33
不明	2	7	0	0	9

持家政策を行なっているところは69社のうち27社である。その制度の内容は27社とも住宅貸付金制度を行なっているが、このうち7社は貸付金制度と、他の制度を併用している。その他の制度の具体的な内容は住宅積立金制度、住宅、宅地の斡旋相談などである。持家対策としてなく、家族相談というかたちで応じているところもかなり多いと考えられる。

住宅貸付金制度の詳細については表10にしめしたが、貸付金額は、貸付時の退職金を標準にしているために、勤続年数によって貸付資格が制限されている。また、貸付条件を本社あるいは支社に通勤可能な範囲に住宅を建設するばかりに限るところもあるし、この範囲に建設する場合には特別の制度を実施しているところもある。ま

た、具体例にしめされているようなグループ住宅制度をとっているところもある。

表10 住宅貸付金制度の具体例

某 社 (外労協)	会社で実施。貸付制度は一般貸付と特別貸付があり、一般貸付制度は、(1)新築、土地購入は貸付時自己都合退職金の手取額、(2)増築、改築は退職金の80%、但し、70万円を限度、(3)補修は80%、50万円限度、(4)借家、借間の権利金敷金は80%、30万円限度で、利息は4分、返済は(1)は6カ月据置後、毎月給与および臨時手当から10年以内に元利均等償還、(2)(3)は(1)と同じ条件で5年以内、(4)は3年以内である。特別貸付制度は勤続10年以上、満40才以上で所属長の推薦がある者を対象にし、停年退職金の手取見込額で300万円まで貸付、利息年5分、返済は6カ月据置後、15年以内に元利均等償還する
某 社 (外労協)	会社で実施、貸付対象者は勤続年数10年以上で、貸付額は貸付時における退職金額以内で150万円まで、返済は年3分の利息を加え、毎月返済額は貸付金額の1%、期末手当からの返済は3%である
某 社 (外労協)	会社で実施、グループ住宅制度と一般住宅貸金制度がある。 グループ住宅制度の貸付資格は勤続5年以上、27才以上の人で、東京、横浜、大阪、神戸の本社、支店に通勤時間2時間以内のところに住宅を建築する人を対象にし、申込者のなかから適切な人員を選考してグループを結成し、そのグループを1単位として建築会社と契約する、土地のない人は購入資金を本人が準備、希望によって紹介、斡旋は建築会社が行なう。グループ発足の月から全員が毎月8,000円づつ積立を開始し、20万円積立て、平行して順次建築を行ない、家が完成したとき、会社から100万円貸付する。利息は3分、返済は貸付金積立てが終った翌月から毎月8,000円づつ行なう。 一般住宅貸付金制度は、勤続5~8年の者には20万円以内、8~11年の者には30万円以内、11~16年の者には50万円以内、16年以上的者には70万円以内で、かつ退職金の80%以内、45才以上の者には退職金の80%以内を貸付ける。利息は3分、返済は貸付の翌月から1%づつ100カ月以内に行なう

某 社 (外労協)	共済会で実施、貸付額は貸付時における退職金の範囲内で、かつ45才以上の者は100万円まで、30~44才の者は60万円までである。貸付順位は①天災地変によって家屋に被害②区画整理、強制立のき、③京浜、阪神地区で、本社、支店まで2時間以内の場所に新築、増築④自己資金の不足、⑤理事会が貸付を必要と認めたときで、利子年3分、返済は60万円以上では毎月最低12,000円とし、返済は6年以内に行なう
某 社 (火曜会)	会社で実施、貸付資格は勤続10年以上で配偶者のある者、貸付額は貸付時における自己都合退職金手取額以内で30万円まで、利息は月2厘5毛、5年以内に返済する
某 社 (外労協)	会社で実施、貸付資格は職員は勤務年数10年以上、部員は15年以上で、阪神、京浜地区で本社、支社から2時間以内のところに住宅を新築あるいは購入する者、貸付額は貸付時における退職金担当額以内で100万円まで、利息年3分、住宅完成の翌月から貸付金額の1.5%を返済する
某 社 (外労協)	普通貸付金制度と特別貸付金制度の2種類がある。特別貸付金の貸付資格は勤続10年以上で京浜、阪神、中京地区に住宅を新築あるいは購入希望者で、貸付額は150~300万円まで、利息は30万円をこえる分について年2分、返済は10年以内に行なう
某 社 (外労協)	会社で実施、貸付資格は勤続5年以上の者、貸付額は貸付時の退職金の範囲内で最高200万円まで、利息は30万円をこえる分について年2分5厘、返済は15年以内に行なう
某 社 (火曜会)	会社で実施、貸付資格は勤続10年以上の者、貸付額は貸付時の退職金の範囲内で最高150万円まで、利息は月3厘、返済は貸付の翌月から、毎月6,000円を下らない範囲で、15年以内に行なう

b 貸付金制度

貸付金制度は、上のべた住宅貸付金制度が入るが、ここでは住宅以外の貸付金制度についてのべる。住宅以外の貸付金制度を行なっていることが明らかなのは69社のうち44社である。(表11) その具体例は表12にしめすように、各社それぞれことなっているが、貸付目的は本

人および家族の病気、死亡、出産、災害などであるが、まったく理由をとわないばかりもある。これらの貸付金は貸付額も少ないのである。返済期間も短かい。

表11 住宅以外の貸付金制度

	外航労 務協会 16社	外航 中小労 務協会 24社	火曜会 一洋会 23社	水産 会社 6社	計 69社
ある	12	15	13	4	44
ない (あるいは不明)	4	9	10	2	25

表12 住宅以外の貸付金制度の具体例

某 社 (外労協)	共済会で実施、家族の傷病災厄、冠婚葬祭、進学に必要なときで、貸付額は1件につき、本人本給の2カ月分以内で最高10万円まで、利息は年1分、返済は1カ年以内で、毎月の給与から均等月賦で行なう
某 社 (外労協)	共済会で実施、普通貸付金と第1種特別貸付金とある。普通貸付金は貸付理由を問わず、貸付額は本人本給の3割、利息は日歩2銭(1万円で1月60円)、返済は貸付を行なった月の翌月と翌々月の2回に行なう。第1種特別貸付金は、本人、扶養家族の病気、療養費、扶養家族の死亡、火事台風地震等の思わぬ災害のときで、貸付額は本人本給の2カ月分、利息は日歩5厘(1万円で1月15円)、返済は2年以内に行なう
某 社 (外労協)	親睦会で実施、貸付理由は会員又は家族の傷病、疾病、冠婚葬祭、進学、転居、貸付資格は会員経歴1年以上の者で、最高3万円まで、返済は翌々月より12カ月以内に毎月均等に行なう
某 社 (外労協)	共済会で実施、貸付理由は災害、やむをえない住居の修繕、転居、本人、家族の傷病、会員の結婚、子女の出生、入学、会員の海技大学校等の入学、貸付資格は勤続5年以上で、貸付額は本給の4カ月以内で最高10万円まで、利息3分、返済は毎月借入金の1/30を行なう
某 社 (外労協)	共済会で実施、貸付理由は会員及び家族の傷病、災害、冠婚、貸付額は本給の2.0倍、返済は1カ年以内で、貸付額の1/2以上を毎月均分に、残額は夏期手当、越年手当で行なう

某 社 (外労協)	共済会で実施、会員または家族の傷病、家族の死亡、船員正服の新調費、会員または子弟の入学、会員の住居の災害の場合は本人本給2カ月まで、妻の出産、新会員の乗船準備は2万円まで、会員または子弟の結婚、会員の転居は5万円まで、利息は年3分、返済は毎月貸付金額の1/20以上を行なう
某 社 (外労協)	共済会で実施、貸付理由は会員、同居親族の負傷疾病、家族の葬祭、配偶者の出産、会員及び会員の子女弟妹の結婚、会員及び会員の子女の入学進学、貸付額は5万円、手数料は月に貸付金額の1/1000（5万円で月に50円）返済は翌月から1年以内に行なう。会社で実施、疾病、出産、災害、不慮の事故、貸付額は本給の3カ月分以内、結婚のときは3万円まで返済は3年以内に行なう

c. 慶弔見舞金制度

表13は結婚祝金、出産祝金、入学祝金、災害見舞金、傷病見舞金、退職金別、死亡弔慰金制度の有無をしめしている。結婚祝金、災害見舞金、死亡弔慰金制度は広く行なわれている。その金額や、実施している主体は、各社によって非常に差がある。

表13 慶弔見舞金制度

	外航労務協会 16社	外航中小 労務協会 24社	火曜会 一洋会 23社	水産会社 6社	計 69社
結婚祝金	16	22	20	5	63
出産祝金	16	17	15	4	52
入学祝金	8	2	2	1	13
災害見舞金	16	20	19	4	59
傷病見舞金	15	16	14	4	49
退職金別	13	10	13	2	38
死亡弔慰金	16	19	18	6	59

会社に共済会があるところでは、共済会がからず行なっているが、さらに、会社でも内規で定めている例もある。また、親睦会で行なっている場合でも、親睦会のなかに共済組織がおかれているのと、まったく親睦会で独自に行なっているのに分かれる。（表14）

慶弔見舞金制度における各社の差異は大きい。

表14 慶弔見舞金制度の具体例

某 社 (外労協)	<ul style="list-style-type: none"> 会社で実施、結婚1~2万円、出産2,000~5,000円、死亡—本人15,000~3万円、配偶者1万~25,000円、扶養している父母、子女5,000~2万円、扶養していない父母、子女3,000~15,000円、災害は基準賃金、災害状況に準ずる。傷病—業務内は1カ月以上のとき5,000円、業務外は2カ月以上のとき5,000円。 親睦会で実施、結婚（初婚）3,000円、出産1,000円、子女の小中学入学1,000円、死亡—独身者会員3万円、扶養家族のある者5万円、配偶者1万円、父母、子女3,000円、会員の傷害疾病3,000~1万円、火災風水害震災等2,000~2万円、傷害—傷害期間3カ月経過後毎月2,000円、停年退職者には5,000円相当の記念品
某 社 (外労協)	<ul style="list-style-type: none"> 共済会、結婚3万円、出生16,000円、入学1万円、死亡—本人6万円、配偶者24,000円、父母、子16,000~2万円、3等親以内の親族死亡1万円、死産1万円、出生後7日以内死亡2万円、災害1,000~6万円、退職金別1万円、疾病のための退職6万円、傷病—職務による場合は1カ月目6,000円、5カ月目から本人の月収の20%、普通傷病の場合は本人月収の10%~25% 親睦会、結婚2,000円、出産1,000円、供花料—会員死亡1万円、配偶者死亡5,000円、父母、子女死亡1,000円、傷病3カ月以上1,000円、災害1万円まで
某 社 (外労協)	<ul style="list-style-type: none"> 共済会、結婚—勤続1年末満2,000円、1~3年末満7,000円、3年以上12,000円、出産—第1子5,000円、第2子以下3,000円、死亡—本人2~65万円、妻5,000円~4万円、父母、子女の場合妻の半額、供花料—本人5,000円、家族2,000円 親睦会、会員入院の場合1カ月ごとに見舞品、会員死亡1万円、災害1万円まで
某 社 (外労協)	<ul style="list-style-type: none"> 共済会、結婚5,000円~2万円、出生8,000円、出生後1週間以内に死亡、死産8,000円、死亡—本人10万円~4万円、配偶者2万円~5万円、父母5,000円~12,000円、子女1万円~25,000円、同一世帯の祖父母兄弟姉妹5,000円~12,000円、供花料3,000円~7,000円、災害—本人本給の半月分~3カ月分、借家のときは2/3、遭難、本人

	本給の2割、傷病3カ月経過後1カ月に2,000円、退職賃別最高1万円で既納会費の1/3、療養期間満了身体障害のため勤務不能の場合2万円	本給半月分、配偶者父母、兄弟姉妹本給0.15カ月分、災害2,000円～1万円、傷病—業務上は1カ月をこえるとき5,000円、3カ月をこえるとき5,000円、6カ月をこえるとき6,000円業務外は業務上の半額
某 社 (外労協)	・共済会、結婚4,000円～5,000円、出産1,000円～3,000円、死亡—本人1万円～3万円、配偶者5,000円、父母、子女4,000円、その他の扶養家族3,000円、退職記念金2,000円～2万円、災害1,500円～1万円、傷病—3カ月以上欠勤した場合毎月1,000円	・共済会で実施、結婚2,000円～5,000円、出産1,000円～3,000円、死亡—本人1～5万円、配偶者5,000円～2万円、父母、子女3,000円～5,000円、災害5,000円～2万円、傷病—6カ月以上欠勤した場合3,000円で、以後6カ月ごとに同額支給。 ・会社、結婚2,000円～5,000円、出産2,000円～3,000円、死亡—本人、月額本給と船機長手当100%，配偶者は本人死亡の35%，父母子女死亡は本人死亡の20%，供花料は3,000円～5,000円、災害—月額本給の50%以内、傷病—3カ月以上欠勤した者に毎月1,000円
某 社 (外労協)	・共済会で実施、結婚1万円～15,000円、出生5,000円、死亡—本人2万円～10万円、配偶者2万円、子女1万円、父母5,000円、祖父母、孫、兄弟姉妹3,000円、供花料3,000円～5,000円、災害5,000円～1万円、傷病（不具又は入院1カ月以上）—家族1,500円、本人3,000円。 ・親睦会で実施、結婚3,000円、出産1,500円、死亡—会員1万円、配偶者5,000円、父母子女1,000円、傷病3カ月以上1,000円、災害1万円まで、療養満期退職5,000円、定年退職記念品5,000円相当	・共済会で実施、結婚5,000円、出産第1子3,000円、第2子以下2,000円、子女の入学—小学校2,000円、中高校3,000円、死亡—会員3万円、配偶者1万円、父母子女5,000円、祖父母、兄弟、配偶者の父母2,000円、傷病—3カ月以上経過のとき3,000円、そのうち1カ月ごとに1,000円、災害2,500円～3万円、退職賃別4,000円～15,000円 ・会社で実施、結婚2,000円～5,000円、出産2,000円、死亡—（勤続年数、職員部員によって差がある）、本人1～6万円、配偶者5,000円～2万円、父母子女3,000円～13,000円、その他の親族2,000円～7,000円、供花料3,000円～5,000円、傷病—職務上、1カ月以上経過のとき3,000円、そのうち1カ月ごとに2,000円、災害5,000円～5万円
某 社 (外労協)	・共済会で実施、結婚1万円、出生—第1子5,000円、第2子以下3,000円、死亡—会員は本人本給の150%，配偶者は本人本給の75%，子女、父母は本人本給の25%，祖父母、兄弟姉妹、配偶者の父母3,000円、傷病—1,000円～6,000円で6カ月を経過することに6,000円、災害5,000円～10万円、退職賃別金—本人本給の10%～100% ・会社で実施、結婚5,000円、出生1,000～2,000円、死亡—本人、本給2カ月分と花輪、配偶者本給1カ月分と花輪、父母子女	D おわりに 海運水産会社における家族対策は、次の2つの性格をもっている。1つは一般会社における家族対策と同様に家族をも含めて、家族ぐるみの労務管理を行なうことであり、もう1つは、船員労働の特性である家庭生活の機会が少ないとからくるために必要とされる家庭生活対策である。そして、この両者はまったく、各々独立したものではなく、船員労働の特性からくる家庭生活対策なしには、第1の目的も達せられないだろう。ということは、それだけ第2の、家庭生活の機会が少ないと必要とされる家庭生活対策の重要性を意味している。 この家庭生活対策は、船員家族のみでなく、船員をも対象とするのは当然である。

このような視点から船員家族対策を整理し、各個別におこなわれている対策を位置づけてみる必要があろう。

船員の家庭生活対策として、必要な具体的な内容は次の三つに分けられる。第一は、もっとも基本的なことであるが、船員及び家族がその動静を把握し、実情を知ること、第二に、家庭生活の機会をできるだけ増加する対策、第三は、家庭生活の機会が少ないためにおこる問題にたいする対策である。

これらの家庭生活対策は、船員及び家族の両者を対象にしているものと、家族のみを対象にしているものもある。たとえば、家庭生活の機会をできるだけ増加するための休暇制度などは、船員、家族の両者に関係ある問題である。一方、家族会などは家族のみが対象になる。

これらの家庭生活対策の三つの領域に、具体的に行なわれている、また行なう必要がある対策を位置づけてみよう。

第一の船員及び家族が相互にその動静を把握し、実情を知ることとして、船の動静を家族に通知すること、手紙の出し方の指導や、三国輸送の場合などには会社で手紙や小荷物を家族から船員に送りとどけるとか、一般的な意味で船員生活を家族に知らせために海事関係紙を家族に配布する、社内報の配布、短波放送の利用なども含まれよう。

この第一の領域は、家族対策の基礎となる分野であり、家族対策の最低限として、是非とも必要である。

第二は、家庭生活の機会をできるだけ増加するための対策である。

家族対策を狭く家庭生活の機会が少ないためにおこる問題にたいする対策に限る考え方もあるが、筆者は、

家庭生活の機会をできるだけ増加するための対策をも含めてとらえる視点をとりたい。

家庭生活の機会をできるだけ増加するための対策として、船員が家庭に帰る機会を多くすることと、家族が面会する機会を多くすることが考えられる。

船員が家庭に帰る機会を多くする対策として、有給休暇制度、乗船中の休日のとりあつかい方法、ポートリリーフ制度などが含まれよう。そのほか、住居をどこに定めるかによって、船員が家庭に帰る機会がかなり影響されるのは、われわれがすでに行なった調査でも明らかであるので、住宅対策もこの領域に含まれることになろう。

家族が面会する機会を多くする対策として、家族呼よせ手当、面会宿泊施設、便乗宿泊制度、家族が面会にでかけた留守の問題、面会のための船員と家族の連絡方法や面会方法を知らせることなどが含まれる。

第三の領域として、家庭生活の機会が少ないとおこる問題にたいする対策であるが、この領域は、さきに行なった船員家族の職業評価の調査で明らかにされたように、船員の家庭生活に対する妻の評価で、一般家庭と比較してマイナスであるとしているのは、子どもの教育、妻の心身不安定である。したがって、これらの項目についての対策が必要である。現在行なわれている家族会、家族相談室、海事関係紙や社内報の配布などが、この領域に含まれる。

以上述べてきたように、家族対策は三つの領域に分けられると考える。そして、これらの各領域について総合的に対策をたて、実施していく必要があろう。

(神田道子、海上労働科学研究会報、第60号、昭和43年4月、発表、要約)